

狩 猟 税

狩猟税は、鳥獣の保護や狩猟に関する行政の費用に充てられる目的税です。

納 め る 人 (法第 700 条の 51)

県内で狩猟者登録を受ける人です。

納 め る 額 (法第 700 条の 52、法附則第 32 条、法附則第 32 条の 2)

区 分		通常の税率	許可捕獲者に 係る特例税率 (～ R11. 3. 31)
第 1 種銃猟免許（空気銃 以外の銃器）に係る 狩猟者登録を受ける人	県民税の所得割を納めなくて よい人 ※農業・水産業又は林業に従事して いない人で、控除対象配偶者又は 扶養親族に該当する人は除く。	11, 000 円	5, 500 円
	上記以外の人	16, 500 円	8, 200 円
網猟免許または わな猟免許に係る 狩猟者登録を受ける人	県民税の所得割を納めなくて よい人 ※農業・水産業又は林業に従事して いない人で、控除対象配偶者又は 扶養親族に該当する人は除く。	5, 500 円	2, 700 円
	上記以外の人	8, 200 円	4, 100 円
第 2 種銃猟免許（空気銃）に係る狩猟者登録を受ける人		5, 500 円	2, 700 円

◇軽減措置（令和 11 年 3 月 31 日までに限る）

次の狩猟者登録には、狩猟税が課されません。

- ・対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者登録
- ・認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者登録

次の狩猟者登録には、2 分の 1 の特例税率が適用されます（表の「許可捕獲者に係る特例税率」）。

- ・鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲者が受ける狩猟者登録
- ・上記許可捕獲者の従事者が受ける狩猟者登録

納める方法 (条例第 117 条、120 条)

狩猟者登録を受ける際に、狩猟税申告書に税額相当の証紙を貼って納付します。現金で納付することもできます。

なお、県民税の所得割を納めなくてもよい人（農業・水産業又は林業に従事していない人で、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する人は除く。）は、住所地の市町長から県民税の税額についての証明を受けて提出してください。